



島根県報

令和3年4月2日(金)

号外第48号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始(2件)

(") 3

告 示

島根県告示第267号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年4月2日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県 道	草野横田線	安来市広瀬町東比田468番2地先から同地先まで	前	メートル 7.77～ 14.17	メートル 60.00	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	道路改良工事 拡幅 仮設道路設置
			後	10.25～ 14.52	60.00		
"	別府川本線	邑智郡川本町大字川本1221番4地先から同地先まで	前	3.91～ 5.44	74.26	県央県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	16.16～ 27.91	74.26		
"	川平停車場線	江津市都治町387番2地先から同市黒松町482番1地先まで	前 A	3.90～ 25.00	2,544.00	浜田県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
			後 A	3.90～ 25.00	2,544.00		
		後 B	6.50～ 50.80	3,267.00			
		江津市都治町387番2地先から同市後地町991番1地先まで					

島根県告示第268号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年4月2日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	草野横田線	安来市広瀬町東比田468番2地先から同地先まで	メートル 60.00	令和3年 4月2日	松江県土整備 事務所広瀬土 木事業所	
〃	吉賀匹見線	益田市匹見町紙祖口572番1地先から同口578番7地先まで	425.40	令和3年 4月2日	益田県土整備 事務所	

島根県告示第269号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年4月2日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	玉湯吾妻山線	仁多郡奥出雲町八代282番地1地先から同町馬馳94番3地先まで	メートル 606.30	令和3年 4月2日	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	
〃	西郷布施線	隠岐郡隠岐の島町釜長畑ノ二11番地先から同町大久渡瀬1番1地先まで	200.00	令和3年 4月2日	隠岐支庁県土整備局	